

平成20年度 国立大学法人東北大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○教養教育の成果に関する具体的目標の設定

1・豊かな教養と人間性を備え、「科学する心」を持って知的探求を行うことができる人材を養成するために、主として学士課程1年次から2年次に、教養教育に当たる全学教育（共通基盤教育）の充実を図る。

平成20年度は、教養教育改革会議及び学務審議会において、継続的に全学教育のカリキュラム及び授業内容等を点検し、さらなる充実を図る。高等教育開発推進センターにおいて、全学教育の外国語教育の充実に努める。

2・実践的な外国語教育や情報教育の充実、グローバル化社会への適応力を修得できるカリキュラムの拡充・改善を図る。

平成20年度は、学務審議会において、学生による授業評価等により全学教育のカリキュラム及び授業内容等を点検し、さらなる充実を図る。高等教育開発推進センターにおいて、学務審議会と連携し、平成15年度から導入した実践英語教育用の機械システム(CALL(Computer Assisted Language Learning))の更新計画を策定し、必要な準備を進める。

3・学問全般に対する興味あるいは専門教育への意欲の喚起、大学院レベルの高度な研究成果を全学教育に反映するため、研究科・研究所等のすべての部局が参加する「少人数教育・基礎ゼミ」を充実させる。

平成20年度は、学務審議会において、前年度までの実施状況を踏まえ、研究科・研究所等のすべての部局が参加する「少人数教育・基礎ゼミ」のさらなる充実を図る。

○専門教育に関する具体的目標の設定

【学士課程教育】

4・課題の迅速な把握、自らの見解を論理的思考に基づいて正確に表現できる能力を養うために、基礎的な専門知識や外国語の修得、情報を効果的に活用する能力の向上に重点を置いた教育カリキュラムを充実させる。

平成20年度は、各学部において、前年度までの実施状況等を踏まえ、基礎的な専門知識や外国語の修得、情報を効果的に活用する能力の向上に重点を置いた教育カリキュラムのさらなる充実を図る。

5・大学院課程進学に必要な学力を修得できるようカリキュラムの充実と改善を図る。

平成20年度は、各学部において、前年度までの実施状況等を踏まえ、大学院課程進学に必要な学力を修得できるよう大学院教育との連携も図りつつカリキュラムのさらなる改善と充実を図る。

【大学院課程教育】

6・国内外から集まる優秀な学生・社会人を対象として、学際領域を含む多様な課題の把握と課題解決に必要な手法の開拓を実践できる能力を持つ人材を養成するために、高度な専門的知識を修得させる教育カリキュラムの充実を図る。

平成20年度は、各研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、高度な専門的知識を修得させる教育カリキュラムのさらなる充実を図る。また、海外インターンシップ等を実施

し、国際的環境下での大学院教育強化に努める。

7・自らの問題意識に基づいて新たな課題を設定し、その解決を目指す研究計画の立案・実施・総括のできる人材及び知の継承と発展を担い得る世界的リーダーを養成できる柔軟かつ高度な大学院教育システムの充実を図る。

平成20年度は、各研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、柔軟かつ高度な大学院教育カリキュラムのさらなる充実を図る。

8・法科大学院・公共政策大学院・会計大学院の専門職大学院において、社会の多様な変化に対応できる高度専門職業人の養成を行う。

平成20年度は、法科大学院、公共政策大学院及び会計大学院のカリキュラム及び教育内容等の再点検を行いつつ、社会の多様な変化に対応できる高度専門職業人の養成機能をさらに強化する。

○卒業後の進路等に関する具体的方策

9・就職情報・大学院情報のデータベース化等により、広くきめ細かい就職・進路に関する情報提供を推進する。

平成20年度は、前年度までの状況を踏まえ、引き続き就職・進路に関する情報提供の充実を図る。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

10・在学生、学部卒業生、大学院博士課程前期2年の課程（修士課程）及び後期3年の課程（博士課程）修了生に対する教育目標達成度の調査を実施する仕組みの充実を図る。その分析に基づく評価結果を教育システムやカリキュラム改善に反映させるように努める。

平成20年度は、学務審議会、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、在学生、卒業生及び修了生を対象とした教育目標達成度に関する調査アンケートの結果を分析し、教育システムやカリキュラムのさらなる改善に努める。

11・大学に対する社会の要請を把握するために、卒業生の15%程度について、就職先企業等に対して適宜調査を行う。

平成20年度は、前年度までの調査結果を分析、検討し、学務審議会等に情報提供を続けるとともに、今後必要に応じて調査を実施し情報収集と教育支援の充実を図る。

（2）教育内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

12・アドミッション・ポリシーの整備と明確化、評価・分析に基づく改善を行うとともに、多様な媒体を通して本学のアドミッション・ポリシーを周知するための広報活動体制を整える。

平成20年度は、必要に応じて見直しを行いつつ、アドミッション・ポリシーの広報活動を行う。

【学士課程教育】

13・近年の高校教育の変化、入学者の多様化に対応できるように、全学部の入学基準、卒業基準、教育カリキュラムの見直しを図る。

平成20年度は、各学部において、前年度までの実施状況等を踏まえ、入学基準、卒業基準、教育カリキュラムのさらなる見直しを行う。学務審議会において、全学教育の教育カリキュラムの一層の充実を図るために「英語教育に関する検討ワーキング・グループ」及び「履修問題に関する検討ワーキング・グループ」の報告を受けて実施に向けて検討する。高等教育開発推進センターにおいて、高校と大学の教育接続の問題について、継続的に検討を行う。

14・アドミッション・ポリシーの一層の明確化・具体化を図るため、全学共通及び各学部等のアドミッション・ポリシーが本学の理念を的確に反映したものとなっているか、入学者選抜の方式として適切に具体化されているかについて、点検・整備に努める。

平成20年度は、必要に応じて見直しを行いつつ、各学部のアドミッション・ポリシーと本学のアドミッション・ポリシーとの整合性について、継続的に点検する。

15・アドミッションセンターを中心に、高校以下の教育の状況、教育課程の変化等に対応できるように入学者選抜にかかわるデータベースの整備を進め、選抜方法区分による入学者の状況を平成17年度の開始を目標に毎年入学者の5%程度について適宜追跡調査し、分析する。

平成20年度は、入学者の追跡調査及び調査結果の分析を継続して実施する。

16・高校生・予備校生・社会人等に、本学のアドミッション・ポリシー、教育研究活動及び社会貢献に関する情報を効果的に伝えるため、広報誌、ホームページ等による広報活動の充実に努める。

平成20年度は、必要に応じて見直しを行いつつ、広報活動を行う。

17・奨学金制度や外国留学に対する学費援助、諸外国の教育機会の情報紹介、本学の教育研究の画期的な成果等、本学の特徴を高校生や予備校生等に周知する。

平成20年度は、必要に応じて見直しを行いつつ、広報活動を行う。

【大学院課程教育】

18・国内外から、多様な資質、多様な学習歴を持つ学生を選抜するために、博士課程前期2年の課程（修士課程）、後期3年の課程（博士課程）の選抜方法を検討するとともに、合否判定の一層の客観性、公平性の確保できるように、入学基準を明確にする。

平成20年度は、研究科等の入学試験実施要領等の改善状況を調査し、追跡調査の結果等も参考にして、必要に応じ大学院選抜方法の改善を図る。

19・志願者、入学者に国内外の他大学出身者が増加していることから、学部専門教育と大学院教育を円滑に接続する教育カリキュラムを検討し、整備する。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、学部専門教育と大学院教育を円滑に接続する教育カリキュラムのさらなる整備を図る。

20・優秀な外国人学生等の大学院への入学を促進するために、本学が外国の大学との間で相互に設置しているリエゾンオフィス等を通して、人材確保のための積極的な広報活動に努める。

平成20年度は、中国及びアメリカに設置した代表事務所並びに各国のリエゾンオフィスも有効に活用して、より積極的に広報活動を展開するとともに、英文ホームページの点検・改訂など広報体制のさらなる改善を行う。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

【学士課程教育】

21・実践的外国語教育、情報技術を効果的に活用する能力向上に対応できるカリキュラムを編成する。

平成20年度は、学務審議会において、全学教育における外国語教育及び情報教育について、学生による授業評価等により点検を行い、さらなる充実に努める。

22・学問的・社会的な必要性や時代のニーズを踏まえ、高校教育・学部専門教育及び大学院教育との連携を考慮し、理工系・生命科学系・人文社会科学系の学生に共通で必須な基盤科目を充実する。

平成20年度は、学務審議会において、基盤となる全学教育のカリキュラム及び授業内容を

点検し、さらなる充実を図る。

- 23・多様な学術領域を網羅する豊富な視野を修得させるため、全学教育審議会が責任を持ってカリキュラム編成を行う。

平成20年度は、学務審議会において、学生による授業評価等を基に、全学教育のカリキュラム及び授業内容を点検し、さらなる充実を図る。

【グローバル化への対応】

- 24・実践的外国語教育は、CALL(Computer Assisted Language Learning)システムの活用を図り、TOEFL、TOEIC等の国際的に通用する評価基準を重視するとともに、必要に応じて実践英語教育をアウトソーシングすることを検討する。

平成20年度は、学務審議会において、CALLシステムを活用した自学自習方式と英語検定試験による単位認定を授業運営の基本方針として実施されている「実践英語Ⅱ」の授業について点検を行い、さらなる充実を図る。高等教育開発推進センターにおいて、学務審議会と連携し、平成15年度から導入した実践英語教育用の機械システム(CALL)の更新計画を策定し、必要な準備をすすめる。

- 25・短期留学生と日本人学部学生の英語による合同授業の実施や、長期留学生と日本人学生の共通授業の充実を図る。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、外国人留学生と日本人学生のための英語による合同授業及び共通授業のさらなる充実を図る。

- 26・留学生に対する日本語論文の指導、多様なニーズに対応できる新しい日本語教育プログラムの開発等、留学生の日本語教育の充実を図るとともに、英語による試験・授業・研究指導の拡大を図る。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、外国人留学生に対する日本語論文の指導、新しい日本語教育プログラムの開発等及び英語による試験・授業・研究指導のさらなる充実を図る。

- 27・必要に応じて、専門分野の英語指導を行うとともに、英語による講義のみで大学院修了に必要な単位を確保できる制度を整備する。

平成20年度は、各研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、専門分野の英語指導を行うとともに、英語による講義のみで大学院修了に必要な単位を確保できる制度のさらなる整備を図る。

- 28・グローバルな視点に立つ倫理観を修得させるため、専門課程教育におけるカリキュラムを充実する。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、グローバルな視点に立つ倫理観を修得させるための専門課程教育におけるカリキュラムのさらなる充実を図る。

【教育・学習支援の充実】

- 29・全学教育のティーチング・アシスタント(TA)制度、TAの研修制度及びその評価システムを平成18年度を目標に整備を図る。

平成20年度は、学務審議会において、前年度までの実施状況を踏まえ、TA制度のさらなる改善を図る。

- 30・「門戸開放」の理念推進に伴う多様な学生の入学に対応するため、学生が十分な修学ができない場合には、カウンセリング指導教員による個別指導を行う。

平成20年度は、各学部及び各研究科において、部局学生支援相談担当者制度を引き続き実施し充実を図る。また、学生相談所、保健管理センターと学部・研究科における学生支援組織との連携を強化する。

【教育課程の相互交流】

31・学科・学部の枠を超えた聴講と単位互換等の教育課程の柔軟性を高めるとともに、意欲のある学生には弾力的に大学院修士課程の授業を聴講させ、単位認定できるようなシステムを整備する。

平成20年度は、各学部において、前年度までの実施状況等を踏まえ、学科及び学部の枠を超えた聴講と単位互換等の教育課程の柔軟性を高めるシステムのさらなる整備を図る。

【大学院課程及び専門職大学院教育】

32・第一線の研究を推進する教員による最高水準の先端的教育を行い、教員と学生の双方向の議論を活性化するために、研究科間の連携を密にして、カリキュラムの相互調整、単位互換等を進める。

平成20年度は、各研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、研究科間の連携によるカリキュラムの相互調整、単位互換等のさらなる充実を図る。

33・法科大学院・公共政策大学院・会計大学院の専門職大学院においては、「研究者」教員による高度の理論教育を行うとともに、相当数の「実務家」教員を任用して、実践を重視した授業を展開する。

平成20年度は、3つの専門職大学院において、これまでの教育効果等の検証に基づく改善を加えながら、さらに積極的に実務家教員による実践を重視した授業を展開する。

○教育方法（授業形態、学習指導法等）に関する具体的方策

34・学生が関心を持ち理解できる授業を実現するため、講義・演習・実験・フィールドワーク等の多様な授業形態を設定する。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、講義・演習・実験・フィールドワーク等、多様な授業形態のさらなる充実を図る。

35・各種視聴覚機器の利用やコンピュータ等のメディアを利用した教育環境を充実させるとともに、情報リテラシー教育、情報倫理教育等を全学的に実施する。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、メディアを利用した教育環境の充実に努めるとともに、情報リテラシー教育、情報倫理教育等のさらなる充実を図る。

36・教員研修（ファカルティーデベロップメント）の中心的な課題として授業方法等の改善に取り組む。

平成20年度は、学務審議会において、東北大学全学教育教員研修（FD）を実施し、さらなる授業方法等の改善に取り組む。

37・ISTUの大学院講義を活用したカリキュラムの整備に努める。

平成20年度は、各研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、ISTUの大学院講義を活用したカリキュラムのさらなる整備を進める。

38・大学院では、国内外の企業や研究機関に短期間赴き、研修等を行うインターンシップ制度の充実を図る。

平成20年度は、各研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、インターンシップ制度のさらなる充実を図る。

39・指導法の改善を図るために、各部局単位や全学レベルで学生の授業評価を参考に、授業改善のシステムの確立を図る。

平成20年度は、学務審議会、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況を踏まえ、授業改善システムのさらなる充実を図る。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

40・学生の理解度、応用力等の項目別にきめ細かな成績評価を行うため、厳正かつ公平な成績評価基準を整備し、公表する。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、厳正かつ公平な成績評価基準のさらなる整備を図る。

41・学生の多様なニーズに適応し得る柔軟なカリキュラムを編成し、成績優秀な学生の期間短縮卒業や他学部の基礎専門教育科目を全学教育科目として聴講できるようにする。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、学生の多様なニーズに適応し得るよう柔軟なカリキュラムのさらなる整備を図る。

42・平成18年度を目標に、TOEFL、TOEIC等の国際的に通用する検定試験において一定以上の得点を得た学生に対しては、相応の単位を認定する制度の整備に全学的に努める。

平成20年度は、各学部において、前年度までの実施状況等を踏まえ、外国語検定試験による単位認定制度のさらなる整備を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教育力の強化と学内教育資源の活用に関する具体的方策

43・学士課程教育の改善のため、「大学教育研究センター」の整備充実を図る。

平成20年度は、高等教育開発推進センター内にセンター改革推進本部を設置し、センターの将来構想について、具体的成案を作成する。

44・学部・研究科と研究所等との連携により、教育力の強化を図る。

平成20年度は、各学部及び研究科等において、前年度までの実施状況等を踏まえ、学部・研究科と研究所等との連携により、教育力のさらなる強化を図る。

45・多様な人材による先端的かつ広範囲な高等教育を実践するため、優れた人材を国内外から教員として受け入れる。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、国内外を問わず優れた人材の任用を通じて最先端の教育活動を展開し、さらなる充実を図る。

46・優秀な大学院生をTAとして採用し、教育研修を受講させる。

平成20年度は、既に実施している学部においては、前年度までの実施状況を踏まえ、TA採用と教育研修のさらなる改善を図る。

47・教育に対する責任体制を明確にするため、教育研究を主とする教員と管理運営に携わる教員等の適切な役割分担の工夫に努める。

平成20年度は、各部局において、必要に応じて運営会議、補佐会、企画室等による管理運営体制の整備による教員間の役割分担のあり方を整理し、さらに適切な役割分担の方法等について検討を進める。

48・効果的・効率的な教育研究体制の実現のため、一定期間、教育あるいは研究のいずれかに重点を置くなど、教員間の分業体制の工夫に努める。

平成20年度は、教育面で特に優れた定年退職教員を教養教育担当の総長特命教授として任用する制度を新たに創設し、退職教員をも含めた適切な役割分担により全学的な教育の実施体制のさらなる整備を図る。

- 49・ジェンダー教育体制の充実のため、東北大学男女共同参画奨励賞（沢柳賞）を活用するとともに、全学教育などにおける「ジェンダー学」の積極的導入、国内外の研究機関・地方公共団体等との連携を図る。

平成20年度は、必要に応じて受講学生の要望等を調査して、内容等を精査する。

- 50・講義等の教育活動で高い評価を受けた教職員の顕彰制度（総長教育賞）等を整備する。

平成20年度は、学務審議会において、前年度までの実施状況等を踏まえ、教育活動で高い評価を受けた教職員の顕彰制度（総長教育賞）等のさらなる整備を図る。

○高度情報型教育システムの実現に関する具体的方策

- 51・学際的な科学技術の進展、学生の多様化による補習的な教育の必要性、遠隔地からの即時的な学習要求等に柔軟に対応するため、IT技術、新しいメディアを活用した教育方法（高度情報型の教育システム）の工夫に努める。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、IT技術、新しいメディアを活用した教育方法（高度情報型の教育システム）のさらなる工夫に努める。

- 52・ISTUの実践を始めとする、講義科目の電子情報化・授業方法の改善等を積極的に行い、社会人もアクセス可能なインターネットによる講義を充実させる。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、ISTUの実践を始めとするインターネットによる講義のさらなる充実を図る。

- 53・図書館機能の拡充を図るために、開館時間の延長、学生用図書整備、学習支援情報のデジタル化、情報リテラシー教育の支援、情報検索システムの整備を図る。

平成20年度は、図書館機能の拡充を図るために、前年度までの実施状況等を踏まえ、開館時間の延長、学生用図書整備、情報リテラシー教育の支援等の充実を図る。

- 54・遠隔講義・少人数講義に対応する施設の整備を図る。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、遠隔講義・少人数講義に対応する施設のさらなる充実を図る。

- 55・学生に対する修学上のサービス向上のために、学内の学務事務システムを統合し、事務情報処理環境の一元化を図る。

平成20年度は、学務審議会において、前年度までの実施状況等を踏まえ、学生に対する修学上のサービス向上を図る。

○授業評価、学習評価の技術的向上と結果の活用に関する具体的方策

- 56・学生の学習到達度を適正に測定するため、教員研修等を通じて、教員の適切な評価方法の改善に努める。

平成20年度は、学務審議会において、前年度までの実施状況を踏まえ、教員の適切な成績評価方法の改善に努める。

- 57・必要に応じて学生等による授業評価を導入し、学部長・研究科長等は、その結果を授業担当教員にフィードバックする。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、学生による授業アンケートの実施とアンケートに基づき授業等を改善する方策のさらなる充実を図る。

58・不適切な教育指導，学生の学習不足等が生じないように，各部署は教員の教育活動，学生の学習到達度について，自己点検，学生の授業評価，学内外者による評価等を積極的に行う。

平成20年度は，各学部及び研究科において，前年度までの実施状況等を踏まえ，自己点検，学生の授業評価，学内外者による評価等のさらなる充実を図る。

59・外部評価，自己評価の結果を踏まえ，各部署は教育の実施体制の改善を図る。

平成20年度は，各学部及び研究科において，前年度までの結果と外部評価・自己評価による点検を踏まえ，教育の実施体制のさらなる改善を図る。

○教材，学習指導法等に関する研究開発及び教員研修に関する具体的方策

60・教育能力向上のために，ITの多様な利用法を含む教員研修を企画・実施する。

平成20年度は，学務審議会及び高等教育開発推進センターにおいて，前年度までの実施状況を踏まえ，ITの多様な利用法を含む教員研修のさらなる充実を図る。

61・教員研修の内容充実のため，模範授業についての研究会への教員の参加を促すとともに，定期的に相互に授業参観する等の工夫に努める。

平成20年度は，学務審議会，各学部及び研究科等において，前年度までの結果を踏まえ，教員研修の内容充実のためのさらなる工夫に努める。

○全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策

62・仙台地区・東北地区の大学間における単位互換制度の充実を図る。

平成20年度は，学務審議会において，前年度までの結果を踏まえ，大学間における単位互換制度のさらなる充実を図る。

○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

63・学部教育と大学院教育の連続性や学際的な素養，グローバルな視点に立つ倫理観の養成に必要なカリキュラムを編成するため，学部と研究科の連携教育体制を整備する。

平成20年度は，各学部及び研究科において，前年度までの実施状況等を踏まえ，学部と研究科の連携教育体制のさらなる整備を図る。また，グローバルな視点に立つ倫理観の養成に必要なカリキュラムの採用に努める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

64・教員と学生との対話機会を増やし，きめ細かい履修指導や進路指導を行うための「指導教員制」を整える。

平成20年度は，各学部及び研究科において，前年度までの実施状況等を踏まえ，きめ細かい履修指導や進路指導を行うための指導教員制のさらなる整備を図る。

65・学習面に関するアドバイザー制・チューター制・TA制度を充実させる。

平成20年度は，各学部及び研究科において，前年度までの実施状況等を踏まえ，学習面に関するアドバイザー制，チューター制及びTA制度のさらなる充実を図る。

66・学生に対する支援相談のための適切な人材確保に努める。

平成20年度は，前年度までの状況を踏まえ，支援体制の充実を図る。

67・学生がインターネットで相談できるシステムの構築を進める。

平成20年度は，前年度までの状況を踏まえ，引き続き充実化を図る

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策

68・学生の心身の健康に関して、大学病院と連携しつつ保健管理センター、学生相談所等が行う各種の事業やプログラムへの支援体制の充実を図る。

平成20年度は、大学院生を含む全学生の心身の健康に関するデータを集積する。さらに、前年度までの状況を踏まえ、引き続き大学院生のメンタルヘルスをテーマに含む「学生相談・学生サービス研究協議会」を実施する。

69・学生の修学相談、進路相談、自己形成過程における、いわゆる「落ち込み」に対する支援を行う。

平成20年度は、前年度までの状況を踏まえ、引き続き、学生相談所と部局学生支援相談担当者との連携によって適応上の問題を抱えた学生に対する支援に努める。

70・各種生活相談等に関しては、学生相談所が中心となって支援プログラムを展開し、関係各部局はこれに協力する。これらの支援活動は、予防という観点からも一層の充実を図る。

平成20年度は、前年度までの状況を踏まえ、支援プログラムを引き続き実施する。

71・セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメントに関する相談は、予防の観点からも全学的協力体制を更に充実させる。

平成20年度は、前年度までの状況を踏まえ、引き続き全学的連携による予防活動および各部局のハラスメント相談窓口相談員のため研修活動を行う。

72・学生の社会性を涵養するために、学友会文化部・体育部を中心とした部活動の一層の発展を図る。

平成20年度は、前年度までの状況を踏まえ、外部資金の導入も含め、部活動の一層の発展を図る努力を継続する。

○経済的支援に関する具体的方策

73・優秀な人材の確保のために、授業料支援等の特別優待生制度を創設する。

平成20年度は、「国際高等研究教育院」において選抜した「修士研究教育院生」に対し、論文発表、学会発表支援等本学独自のインセンティブ付与等の経済支援を引き続き行う（2年目）。また、本院において選抜した優秀な大学院生（博士課程1年次）「博士研究教育院生」に対し、学会発表支援等に加え、研究費支援等、さらなるインセンティブ付与等の経済支援を開始する（1年目）。また、平成20年1月に設置した「特別優待生制度策定プロジェクト・チーム」による議論の結果を踏まえ検討する。

○社会人・留学生等に対する配慮

74・社会人を対象とするリカレント教育、生涯学習等の持続的学習の場を提供するプログラムの整備を進める。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、さらなる充実を図る。

75・留学生へのサービスの充実や国際交流を促進するために、全学の国際交流事業の推進・支援を行う中核組織として、国際交流センター機能を整備する。

平成20年度は、国際交流関係組織の機能点検プロジェクト・チーム報告に基づき、留学生の日本語教育、サポート体制の構築や国際交流の推進のため国際連携本部の設置等を推進する。

76・留学生を含む、多様な学生の学力・関心の変動、進路に対応した教育プログラムの充実を図る。

平成20年度は、これまでの取組を引き続き実施するとともに、多様な学生の学力・関心、進路に対応するように教育プログラム、外国人留学生プログラムのさらなる充実を図る。

77・留学希望者の本学への応募について、来日・入学等の諸手続きが円滑に進むような全学的な支援体制を整える。

平成20年度は、留学希望者への対応及び入学手続きの支援について、ホームページの点検・改訂や支援体制についてさらなる推進を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

78・総合大学として学術研究活動を展開するにあたり、大学院研究科・研究部は、大学院教育に関連する専門分野の学術研究を推進し、成果の創出とこれを取り入れた高度専門教育による人材育成を目指す。附置研究所等は、学術研究の重要性を基に定められた設置の主旨に沿って高度研究を推進して成果を創出するとともに、互いに連携してプロジェクト等を積極的に展開し、新たな学術領域の開拓と進展を図る。学内共同教育研究施設は、教育研究、成果の社会還元、大学の安全・リスク管理等、大学の使命達成に必要な全学に共通の重要なミッションを持ち、全国、学内、地域等多様な運用形態で教育研究活動を推進する。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、多様な運用形態で教育研究活動を推進する。

79・各教育研究組織はその設置主旨の下に、教員の自由な発想と独創性に基づく研究を活発かつ継続的に推進する。学長をはじめ役員会等は、客観的な評価に基づく運営方針に沿って、組織・運営の見直しや改組・新設等を図るとともに、大学として高い実績を有する高度基礎研究を支援し、組織の長と連携してさらに卓越した成果を得ることができるよう、管理運営や施設・設備の整備に努める。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、管理運営や施設・設備の整備に努める。

80・人類社会が直面する重要課題の解決に役立つ社会・人間科学、医療・生命、食、情報通信、物質・材料、エネルギー・環境等に関する領域横断的課題を研究するため、柔軟かつ機動的な研究体制の充実に努め、新たな学術領域の創出を図る。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、新たな学術領域の創出を図る。

81・包括的研究協力のシステム等を整備して、公正なルールの下に本学内外の組織との共同研究を推進し、学術研究の動向や社会ニーズに応じた柔軟かつ機動的な研究プロジェクトの推進を図る。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、柔軟かつ機動的な研究プロジェクトの推進を図る。

82・本学の基礎・応用研究の中から学外の評価に基づいて拠点候補に認定されたプロジェクト研究を強化し、国際研究拠点機能の一層の充実に努める。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、国際研究拠点機能の一層の充実に努める。

83・研究成果の産業化を目指す開発研究を重点的に行うセンター、寄附講座・部門の設置を進め、リエゾン機能の支援の下に応用研究を推進する。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、リエゾン機能の支援の下に応用研究を推進する。

○大学として重点的に取り組む領域

84・21世紀COEプログラム等、実績と組織編成構想に基づいて評価認定された基礎的研究領域の研究推進と組織構築を重点的に行う。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、基礎的研究領域の研究推進と組織構築を重点的に行う。

84-2・世界トップレベル研究拠点「原子分子材料科学高等研究機構」において、革新的な高度実用材料の創出に係る研究の推進とそのための組織整備を重点的に行う。

平成20年度は、当該拠点の推進を支援するため、建物占有面積の拡充、原子分子材料科学高等研究機構の重点領域での大型設備投資など、研究推進のための環境整備等を実施する。

85・未来情報産業創生等、本学の研究成果を踏まえ産業界が特に期待し大型研究資金が投入されるような研究課題とその展開をより積極的に推進する。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、産業界が特に期待するような研究課題とその展開をより積極的に推進する。

86・知的クラスター計画等、学外の評価により、本学の地域貢献への適格性が明らかとなった研究課題とその展開を推進する。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、地域貢献に資する研究のさらなる展開を目指す。

87・学術領域の変化等に対応する大学教育システムの開発に関する研究を展開する。

平成20年度は、前年度に引き続き、大学院重点大学における組織経営と教員の能力開発の有機的連携に関する研究を展開する。今年度は前年度に行った調査について詳細な分析を行い、その結果を公表する。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

88・国内及び国際学術会議への研究成果の発表、学会誌への論文投稿を活発に行い、研究成果の社会還元を図る。

平成20年度は、大学情報データベース、機関リポジトリ（TOUR）を活用した研究科等の研究成果、学会発表等を引き続き積極的に行う。

89・研究情報の発信と包括的研究協力等に基づく研究のさらなる展開のために、本学研究者の個人研究・組織研究の成果に関するデータベースの整備に努める。

平成20年度は、大学情報データベースにおける研究者情報データの充実を図る。

90・公開講座、公開シンポジウム等を開催し、研究成果の公表に努めるとともに、各種学術団体の主催する研究成果の実用化プログラムへの参画に努める。

平成20年度は、公開講座、公開シンポジウム等による研究成果の公表を推進しつつ、これまでの取組について、必要に応じて見直しつつ、準備状況に応じて研究成果の実用化プログラムを順次進める。

91・未来科学技術共同研究センター、先進医工学研究機構等の研究組織、及び技術移転機関（TLO）等と連携して、東北大学産学連携ポリシーの下に研究成果の社会還元を図り、迅速な社会貢献を目指す。

平成20年度は、研究成果の社会還元を図るため、産学官連携推進本部と学内関係組織及び

TLO とがより密接に連携し、戦略的な技術移転活動を含め、研究成果の社会還元を推進する。

○研究水準・成果の検証に関する具体的方策

92・研究水準・成果の向上のために、一元化した研究情報データベース等を用いて、定期的に自己評価を実施・公表する。

平成20年度は、各部局は必要に応じて大学情報データベース等を活用して自己評価を行い、その結果を公表する。

93・各教育研究組織は、専門領域ごとに研究活動とその成果に関する定期的な自己評価・外部評価を通じて、国内及び国際的水準での成果の把握に努め、結果を公表するとともに、外部からの客観的意見等の把握に努める。

平成20年度は、国立大学法人中期目標期間評価を受審する。法科大学院では、法科大学院認証評価（本評価）を受審する。研究科等では、必要に応じて自己評価・外部評価を実施する。

94・多様な尺度から見た本学各組織の活動・成果の実態把握のために、多様な外部評価機関の評価活動の協力を努める。

平成20年度は、大学評価・学位授与機構による国立大学法人中期目標期間評価及び法科大学院認証評価（本評価）を受審する。

95・研究成果、特許の成立・活用状況等は、インターネット等を通じて情報公開するとともに、定期的に市民講座、公開シンポジウム等を開催して社会への周知・活用を図る。

平成20年度は、研究成果の社会への発信・情報公開について、引き続き充実を図る。

（2）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

96・学術領域の特性に配慮しつつ、新たな発展領域等に対し人的資源等の戦略的配置に努めるなど、学内外の人事交流・共同研究及び緊密な研究連携を推進する。

平成20年度は、必要に応じて見直しを行うとともに、人的資源等の戦略的配置、学内外の人事交流など緊密な研究連携を推進する。

97・各種資格の保有等の専門性を重視する選考基準に基づいて、特殊技術や情報処理支援等、大学運営に欠かせない技術職員の採用に努める。

平成20年度は、指針に基づく技術職員の採用に努める。

98・各学術領域の特性に応じ、任期制の適切な運用を含めて、教育研究の発展を可能にする雇用形態の多様化・最適化に努める。

平成20年度は、各部局は、引き続き教育研究の発展に資する任用形態の多様化・最適化に必要な検討を行い、それに基づき教員の採用に努める。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

99・研究資金の基本は競争的資金とする。運営費交付金から配分する研究基盤経費については、研究科等の教育研究の特性に応じ、透明性のあるルールを定め、それに基づく傾斜配分を行う。

平成20年度は、これまでの研究基盤経費の傾斜配分方法等について、必要に応じて見直しを行う。

100・全学の戦略的研究プログラムや、各部局における競争的研究プロジェクト等を推進するため、外部研究資金の導入を積極的に進める。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、平成20年度公

募のグローバル COE プログラムの獲得，学内における新規施策への応募準備に向けた情報交換会合で提供された情報を活用し，外部研究資金の導入を積極的に進める。

101・外部資金のオーバーヘッドは，大学本部と所属組織に戦略的に配分し，研究基盤整備，研究支援事務，知的財産の保護・活用等，組織の研究インセンティブ付与のための経費に充てる。

平成20年度は，これまでの取組について，必要に応じて見直し，大学本部及び所属組織に対し戦略的配分を積極的に推進する。

102・競争的資金の一部を用いて若手研究者の育成を行うほか，優秀な大学院生を TA，リサーチ・アシスタント（RA）に雇用するなど，大学院生に対する経済的支援や教育研究機会の充実に努める。

平成20年度は，引き続き競争的資金及び総長裁量経費等による若手研究者の支援制度の充実に努める。

103・大学評価・学位授与機構による各部局の教育研究に対する評価結果を，中期計画における大学の研究戦略策定や予算の配分に反映させる仕組みの構築を図る。

平成20年度は，中期目標期間評価への取組を踏まえ，部局評価の評価項目，評価方法，予算配分方法を必要に応じて見直し，評価の充実に努める。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

104・外部資金による研究プロジェクトの獲得及び共同研究・受託研究の実現に努め，設備の充実に努める。研究期間終了後は，部局内有償利用等によって活用する。

平成20年度は，引き続き外部資金の獲得に向けて努力し，設備の充実に努める。

105・大型コンピュータ，情報ネットワークシステム等の償却以前に旧式化する物件については，リース方式，全学的な調整の下での利用者負担制度等を導入し，使用料による計画的な維持管理を図るとともに，適切な時期に教育研究機能強化を達成する機種更新が可能となるような計画的な運用に努める。

平成20年度は，前年度までの実施状況等を踏まえさらなる充実及び計画的な維持管理を図るとともに，「先端研究施設共用イノベーション創出事業」等を活用するなど，計画的な運用に努める。

106・図書館が中心となって研究活動に必要な学術刊行物・電子ジャーナル及び二次情報データベース等の学術情報とその利用環境を，全学的調整の下で体系的・計画的に整備する。

平成20年度は，引き続き講読資金の効率的な運用を図りつつ，研究活動に必要な電子ジャーナルや二次情報データベースの整備を進める。

○知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策

107・研究推進・知的財産本部に特許及びプログラム，データベース著作権等創作物の著作権の扱いを集約し，知財管理運用規則（仮称）に基づく運用を図る。知的財産の活用にあたっては「活用の早期実現」を柱とし，技術移転機関，科学技術振興事業団，民間企業等複数の利用開示手段の充実に努める。

平成20年度は，学内の啓蒙活動及び特許出願の充実に努めるとともに技術移転等については，一層の体制整備の充実に努める。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

108・研究活動の質を向上させるため，部局等の単位で，それぞれの特性と役割を考慮して研究活動の評価指標等を設定し，自己評価，外部評価等により研究活動の評価を行う。

平成20年度は，各部局では，必要に応じて独自のサイクルで自己評価・外部評価を行う。

109・外部評価機関等による客観的評価結果との整合性等にも留意し、研究の質の向上につなげる改善策を織り込んだ計画を各部署が作成し、即応的改善を図る。

平成20年度は、研究の質の向上を図るため、国立大学法人中期目標期間評価教育研究評価実績報告書に基づき改善を図る。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

110・本学に設置されている全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等については、現在教育研究上で果たしている役割に基づいて、サービス機能を含む教育研究の質の向上を目指す改善や再編・拡充を図る。

平成20年度は、引き続き一体的な運営体制の充実を図りつつ、本学の教育研究活動の強化・発展に資するため全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等の見直しを行う。

111・本学全体としての教育研究機能強化のために、特化された目的を持って設置された、学内共同教育研究施設等について、中期計画期間中の適切な時期に学外の専門家を加えた評価等の結果を参考に、再編・拡充を図る。

平成20年度は、引き続き一体的な運営体制の充実を図りつつ、本学の教育研究活動の強化・発展に資するため全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等の見直しを行う。また、中期目標期間中に実施された評価の結果を検討する。

112・研究者個人による国際的活動と合わせて、組織的に国内外との共同研究の促進を図るため、本学の海外拠点としてリエゾンオフィスを整備し、学術協定締結機関との研究情報交換、共同研究の相互提案等の交流活動を積極的に推進する。

平成20年度は、中国及びアメリカに設置された代表事務所並びに海外のリエゾンオフィスの機能整備を進め、中国、米国などの海外校友会との連携強化、海外学術機関との情報交換、共同研究の等の交流活動を積極的に推進する。

113・国内外の共同研究を促進するために、公的機関や財団等による研究公募情報の学内への周知と、研究者個人による学術団体等における学術交流活動の推進と合わせて、全国の研究所・施設・センター等の活用を図る。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、公的機関や財団等による研究公募情報の学内への周知体制について引き続き充実を図る。

○研究者データベース活用による研究活力の向上に関する具体的方策

114・教育研究組織別、専門分野別に検索できるように、全研究者の研究成果を一元化した研究者データベースを整備・拡充する。

平成20年度は、大学情報データベースにおける研究者情報データの充実を図る。

115・領域横断的分野を含め質の高い研究の推進のため、研究者データベースシステムと、学際科学国際高等研究センター、未来科学技術共同研究センター、その他の学内共同教育研究施設の活用に努める。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、学内共同教育研究施設の活用に努める。

116・研究推進・知的財産本部等が共同プロジェクトを企画する等により全学の戦略的研究体制の充実を図るため、研究者データベースを活用する。

平成20年度は、大学情報データベースにおける研究者情報データの充実を図る。

117・研究者の自己研鑽を図るため、研究者データベースの中で公開に支障のない部分を、研究者の研究情報として社会に公開し、積極的に評価・支援を受ける。

平成20年度は、大学情報データベースにおける研究者情報データについて、支障のない部分を必要に応じて研究者の研究情報として公開する。

○学内共同教育研究施設等の研究実施体制等に関する特記事項

118・全国共同利用施設を含む学内共同教育研究施設等は、本学の教育研究活動の強化・発展に資するため、「教育基盤施設群」及び「学術基盤施設群」に大別し、それぞれについて一体的な運営体制の充実を図る。

平成20年度は、必要に応じて見直しを行い、各施設等の運営体制の充実を図る。

119・21世紀COEプログラム終了後の研究組織として、国際高等研究教育拠点（仮称）を設置して国際拠点の継続的発展を支援する。

平成20年度は、国際高等研究教育院を通じ、国際拠点の継続的発展を支援する。

120・柔軟で効率的な教育研究体制の充実のため、学内外の教育研究環境の変化、社会の要請、評価等に基づいて、施設の新設・再編や拡充に努める。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、施設の新設・再編や拡充に努める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

121・公開講座、公開シンポジウム、オープンキャンパス等を通して、地域住民との相互理解に基づく文化的な交流を図るとともに、本学の教育研究活動の公開を積極的に推進する。

平成20年度は、各学部及び研究科等において、これまでの取組について、さらなる進展を目指し、地域住民との相互理解に基づく文化的な交流の継続的な拡充を図る。

122・図書館・総合学術博物館等やインターネット・情報メディアを活用して、本学が保有する学術資料や研究成果等を広く社会に公開するとともに、小・中・高校生を対象とする総合学習、体験学習、出前授業及び社会人を対象とした生涯学習等の支援に努める。

平成20年度は、前年度までの実施状況等を踏まえ、機関リポジトリ「TOUR」の他システムとの連携を図るとともに、前年度までの取組について必要な見直しを行いつつ、仙台市図書館などと連携し、小・中・高校生を対象とする総合学習、体験学習、出前授業及び社会人を対象とした生涯学習等の支援に努める。

123・企業研究者等を対象とする専門分野の有料短期セミナー等を開催して、社会人の能力向上を支援する。

平成20年度は、企業研究者等を対象としたセミナー等を開催し、社会人の能力向上を支援する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

124・研究成果の社会への還元を図るため、技術移転機関への出資を検討し、その活用に必要な措置をとる。

平成20年度は、大学とTLOとの関係について、引き続き技術移転の促進と業務の効率化等について連携・協力を進める。

125・社会貢献の効果的な推進を図るため、民間企業・地方公共団体・政府等組織との連携のための仕組みを整備する。

平成20年度は、社会貢献の効果的な推進を図るための仕組みや取組について引き続き体制

の整備に努める。

126・研究推進・知的財産本部を中心として、産学連携促進計画の立案や研究情報等の公開を推進するとともに、未来科学技術共同研究センターと連携して、新技術開発・技術移転等の支援を図る。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、新技術開発・技術移転等の支援を図る。

127・教員の研究成果の事業化を推進するため、教員・技術職員のキャリアアップを含め専門的なコーディネーターを配置する等の支援策の充実を図る。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、研究成果の事業化を推進するため、教員への支援充実を図る。

128・地域を含む学内外との連携により、産業化支援体制、実用化研究・企業化支援体制の充実を図る。

平成20年度は、これまでの地域連携について必要に応じて見直しを行いつつ、産業化支援体制、実用化研究・企業化支援体制の充実を図る。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

129・地域の公私立大学等との単位互換制度を活用し、ISTUの利用促進、特殊な講義の共有化や分担の推進を図る。

平成20年度は、各学部及び研究科において、前年度までの実施状況等を踏まえ、地域の公私立大学等との単位互換制度を活用し、ISTUの利用促進、特殊な講義の共有化や分担のさらなる推進を図る。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

130・本学が大学間交流協定等を締結している国外の高等教育研究機関等との研究者・学生の交換、本学の海外フォーラムの開催、英語版ホームページを充実させて本学の研究教育活動を紹介することにより、優秀な研究者・学生の本学への受け入れを促進するとともに、国際研究協力を一層推進する。

平成20年度は、研究者・学生交流の推進策として、英文ホームページの改訂・充実や多言語化を図る。また、優秀な研究者・学生の受入れ促進のため、さらなるフォーラムの実施や交流プログラムの策定を進める。

131・本学に在籍する研究者・学生の国際交流を積極的に進めるため、国際交流に関するデータベースの構築・活用、相互リエゾンオフィスの活用、支援体制の充実等を図る。

平成20年度は、引き続き、データベースの構築・活用、海外研究教育センターとしての整備や事務職員等の語学研修を実施するなど支援体制の充実を図る。

132・英語による授業・学位取得課程の増設、国外の大学との単位互換の制度化、ISTU等の情報メディア・インターネットを活用した国外の高等教育研究機関との共通講義の開設や共同研究指導の推進を図る。

平成20年度は、引き続き、国際的な単位の互換、講義の共有化等の状況を分析・評価するとともに、必要に応じて見直しを行う。

○国際交流を推進するための組織の整備に関する具体的方策

133・国際交流に関する全学的な企画審議会を設けて、本学の国際交流の目標の明確化・見直し、目標を実現するための戦略の立案を恒常的に行う。

平成20年度は、必要に応じて戦略の見直しを検討するとともに、目標実現のために国際交

流戦略室と部局の国際交流室等との有機的連携を強化する。

134・従来留学生支援を主任務としてきた留学生センターを発展させて、本学の国際交流全般を推進・支援するセンターに再編・整備する。

平成20年度は、国際交流関係組織の機能点検プロジェクト・チーム報告に基づき、本学の国際交流の基盤となる国際連携機構と一体的に国際交流センターの整備を行う。

135・国際研究協力支援と留学生支援の事務組織を一元化し、国際交流をより総合的・効率的に推進するとともに、国際交流を支援する高度の識見・能力を有する要員の国内外からの任用に努める。

平成20年度は、国際交流支援業務について必要に応じて見直しを行いつつ、さらなる事務組織の効率化及び要員の任用等に努める。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

136・医療サービスの向上を維持しつつ、経営の効率化と自己収入の確保に努める。

平成20年度は、平成20年度診療報酬点数改正に対して適切に対応しながら、医療サービス向上とさらなる経営の効率化及び自己収入の確保に努める。

137・地域医療機関との連携推進等により、地域に開かれた病院作りを目指すため、メディカルITセンターを活用して医療管理情報の効率化に努める。

平成20年度は、地域医療連携センターを中心に、メディカルITセンターを活用して、前年度までの実施状況を踏まえ地域医療連携センターのさらなる機能充実を図る。

○良質な医療人養成の具体的方策

138・各種臨床実習・講義等の充実や教育研究施設の充実を図り、指導的臨床研究者養成に努める。

平成20年度は、引き続き、臨床現場で直面する諸問題についてセミナーを開催するとともにカンファレンス等で症例発表等を行いスキルアップを図る。

139・指導的医療人養成のために、臨床研修必修化に対応した教育体制の整備に努める。

平成20年度は、前年度までの実施状況等を踏まえ、臨床研修体制・臨床研修環境を整備する。

○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

140・特定の部局に附属しない大学病院は、医薬・生命、材料、情報分野の最新の研究成果の臨床研究への円滑な移行促進のため、関連研究科、研究所、先進医工学研究機構と連携・協力して、高度先進医療センター（仮称）を設置する。

平成20年度は、文部科学省「橋渡し研究支援プログラム」に採択された「トランスレーショナルリサーチ拠点形成—未来医工学治療開発センター—」の業務計画書に基づき研究を遂行する。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

141・大学病院の機能に配慮しつつ、一部の医療業務等の外部委託、医療従事者等の適切な配置等により、経費削減及び収入増加につながる方策を推進する。

平成20年度は、前年度までの実施状況を踏まえ、平成20年度診療報酬点数改正に適切に対応した人員配置による経費削減及び増収策を調査・検討し、可能な事案から速やかに実施する。

142・病院機能の向上を図るため、管理運営・教育・研究・診療を担う教員の職務分担の検討及び職員の業績評価体制の整備を推進しつつ、職員の能力向上に努める。

平成20年度は、前年度までの実施状況等を踏まえ、職員の任期制及び教員の諸手当について検証を行う。

○医の倫理の確立・安全管理に関する具体的方策

143・教育・研究・診療の各分野における医療倫理の確立のため、倫理委員会の適切な活用を努める。

平成20年度は、引き続き前年度と同程度、医療倫理の講演会・ゼミ等を企画立案し、実施する。前年の講演会参加者の要望も踏まえ、内容を調整する。必要に応じて関連部署と連携する。

144・医療の安全と質の向上に資するため、医療安全推進室及びリスクマネージャー等を中心に医療事故防止体制を一層強化し、安全管理を実践する。

平成20年度は、専任ゼネラルリスクマネージャー巡回、医療安全管理に関するゼミ、研修等について、前年度と同程度の実施を維持する。各部署やゼミ受講者等の要望を取り入れてその内容を調整する。必要に応じて医療安全管理マニュアルの見直しを行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

145・国立大学法人法の主旨に沿って、大学で実施する教育研究業務について、公正で透明、的確かつ機動的なリーダーシップを総長が発揮できるようにするため、中期目標・中期計画の策定及び執行に責任を持って担当可能な任期を、移行期間を設けつつ、適切に設定する。

平成20年度は、（年度計画なし）

146・異なる学術分野の特性に考慮しつつ、全学的な視点に立つ教育研究の企画立案・執行について総長を補佐するため、総務、教育、研究等を担当する理事を配置する。

平成20年度は、役割分担等について必要があれば修正等を行う。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

147・膨大で複雑多岐にわたる大学運営に責任を負う総長を、各理事が担当業務を迅速かつ着実に遂行して支えるため、担当理事の下に「企画立案」あるいは「情報収集・分析」業務等を担う体制を整備する。

平成20年度は、必要に応じて、各室の業務の評価、組織の見直しを行う。

148・法人運営の円滑化のため、部局長から成る協議・調整機関を置く。

平成20年度は、（年度計画なし）

149・全学的な課題について、機動的・専門的な対応を図るため、総長のリーダーシップの下に、必要に応じて各種の委員会を設ける。

平成20年度は、前年度に引き続き、機動的、専門的なプロジェクトチーム等により、特定の重要課題についての検討を進める。

○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

150・各部局は、各教育研究分野の特性等に配慮した機動的・戦略的な運営体制を構築する。

平成20年度は、必要があれば運営体制の見直しを行う。

151・部局長がリーダーシップを発揮できるように、部局長の補佐体制の充実を図る。

平成20年度は、必要に応じて、部局長の補佐体制についての見直しを行う。

152・各部局では、教員の管理運営業務の負担軽減を最大限に達成するため、教員間あるいは教員とその他の職員間の適切な役割分担をすることによって、効果的・効率的運営体制の実現に努める。

平成20年度は、必要に応じて各部局の教職員間の役割分担の見直しを行う。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

153・法人の組織運営を効果的・機動的に行うため、理事（副総長）等を担当責任者として、「評価分析室」等の「室」制度を設ける。

平成20年度は、各室の業務の評価と必要に応じた組織の見直しを行う。

154・各室には、所管事項に応じて教員、職員（事務職員及び技術職員等）を適宜配置し、それぞれの専門性を活用して業務を遂行する。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行い、各室の業務体制の充実を図る。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

155・総長のリーダーシップによる柔軟で機動的な法人運営を実現するため、運営費交付金の一定割合を中央枠として留保する仕組みを確立する。

平成20年度は、これまでの取組について、必要に応じて配分方針の見直しを行う。

156・研究実施体制の機動性確保のため、教職員ポストの戦略的配置の方針を策定する。

平成20年度は、これまでの取組について、必要に応じて配分方針を見直し、戦略的配置を行う。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

157・法人運営に不可欠な安全管理、情報システム管理等の業務を効果的・効率的に行うため、学外の有識者・専門家を必要に応じて積極的に常勤又は非常勤の職員として登用する。

平成20年度は、引き続き、法人運営上必要とする専門家の登用に努める。

○内部監査機能の充実に関する具体的方策

158・適切な人事・会計運用の実現を図るため、学内に、「監査室」を設置する。学外の有識者・専門家と協力して全学の業務等の円滑・効率的な遂行に関する実態を点検評価し、必要な改善等の助言・勧告を行う体制の充実を図る。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行い、監査手法等を改善し、監査体制の充実を図る。

159・適切な内部監査の実施と、その結果を受けて実効性ある改善に努めるため、監査業務に従事する職員の専門性向上のための研修を実施する。

平成20年度は、職員の専門性向上のため、引き続き専門家による専門研修を実施する。

○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

160・仙台地区、さらには東北地区の国立大学法人間で、各法人の特徴を最大限活用しつつ連携協力して、共同の教員、事務職員の研修等を実施するとともに、合同会議等を開催して情報交換等を行うことにより大学運営への効果的な活用を図る。

平成20年度は、必要に応じて見直しを行いつつ、研修等を実施し、充実を図る。

161・東北地区の国立大学法人間において情報化推進のため連携協力を図る。

平成20年度は、これまでの取組について、さらなる進展を目指し、東北地区連絡校として他大学との連携強化を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

162・各学術領域の英知を継承するという役割を着実に果たしつつ、学術の動向や社会の要請等に迅速に対応する仕組みの整備に努める。具体的には、学際科学国際高等研究センター、未来科学技術共同研究センター等を活用して、一定期間、特定のプログラムに学内外の人材を結集し学内の各部局が緊密に連携してサポートする制度を核として、必要と判断されるプログラムや組織の立ち上げを柔軟かつ機動的に実施する施策を推進する。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直し、特定プログラム・施策制度を充実する。

○教育研究組織の見直しの方向性

163・総合大学として、幅広い人文社会科学領域の継承・展開と科学技術の飛躍的発展との調和を基本とするとともに、「教育」と「研究」のそれぞれの特性を尊重し、評価に基づいて大学院組織・研究所組織等の再編や拡充を図る。

平成20年度は、新たな組織の整備に必要な準備等が整った計画について、順次整備に努める。

164・学際分野を含む新しい学問分野あるいは産業分野に対応できる研究者・技術者の教育と養成を目指し、新たな大学院設置に向けた組織を、研究所等の連携を基盤に検討し、整備に努める。

平成20年度は、新大学院組織について、設置に必要な準備等が整った組織から順次整備に努める。

165・教職員の定年・雇用制度の在り方等を総合的に検討し、教育研究の充実、その支援体制の高度化と経費削減を可能とする柔軟で機動的な施策等の策定を進める。

平成20年度は、教員については、定年制度及びそのほかの柔軟な施策での任用制度を策定する。教員以外の職員については、本学の再雇用システムに基づき、段階的に65歳までの再雇用を実施する。

166・平成16年度から法学研究科に綜合法制専攻（法科大学院）及び公共法政策専攻（専門職大学院）を、歯学研究科に歯科学専攻修士課程を設置し、それぞれ「法務博士（専門職）」、「公共法政策修士（専門職）」及び「修士（口腔科学）」を授与する。

平成17年度から経済学研究科に会計専門職専攻（専門職大学院）を設置し、「会計修士（専門職）」を授与する。

平成20年度は、（年度計画なし）

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

167・目に見える形で成果が現れるのに一定の時間を要する「教育研究」の特性を十分考慮した人事評価システムの整備に努める。

平成20年度は、策定した教員個人評価の基準及び実施方法を必要に応じて見直し、教員個人

評価を実施する。

168・大学の機能強化に寄与すると判断できる客観的なインセンティブ付与基準（競争的資金の交付状況、受賞歴等の客観的評価等）に基づき、教育・研究成果の適切な給与等への反映を推進する。

平成20年度は、先導的な役割を担う優秀な人材の確保を図るため、本学独自のディスティンクイッシュトプロフェッサー制度を活用する。

169・客観的で納得性のある事務系職員の評価システムを整備し、評価結果を人事配置の適正化、適切な給与等への反映に供する。

平成20年度は、管理職を対象とした第一次試行の結果を踏まえ、人事評価制度準備検討委員会において人事評価システムの改善を図り、事務系職員全員を対象とした第二次試行を行う。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

170・学問分野の特性等を考慮しつつ、学際科学国際高等研究センター等の学内共同教育研究施設を活用し、一定期間、特定のプログラムに専念することを全学的にサポートする制度を核として、教員が独創的な教育研究に従事できる仕組みの充実を図る。特に若手教員が世界を先導する画期的な教育研究活動に専念できる体制整備に努める。

平成20年度は、導入したテニユアトラックプログラムについて検証を行いつつ、全学的な導入に向けた検討を行う。

171・教員数等について、配置定員等の一定の学内基準の下で運用するが固定化せず、学問分野の特性に配慮しつつ、各部局の責任で、すべての職種について、新たな発展領域等への人的資源の戦略的な配置・活用ができる仕組みの充実を図る。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直し、各部局における人的資源の戦略的な配置・活用策をさらに充実する。

172・専門性の高い国際交流、病院管理、法的な問題解決等の役割が特化されたポストについては、当該ポストに必要な能力を有する人材の選考採用を行う等の弾力化を図る。

平成20年度は、必要に応じて選考採用を実施する。

173・教育研究体制の効果的・効率的な運営のため、管理運営・教育・研究を行う教員の職務区分を緩やかに分化させる工夫を図る。

平成20年度は、各部局においては、把握した教員の諸活動の状況結果を検討し、必要に応じて見直しを行い、役割分担の改善に努める。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

174・学問分野の特性を考慮しつつ検討を進め、テニユア制の導入、教員公募の制度化、任期制教員数の拡大等を考慮した新制度への適切な移行を図る。

平成20年度は、教員組織における新制度導入の中で学問分野や学問領域の特性を踏まえ、任期制、テニユア・トラック制の活用を努める。

175・教員選考過程を積極的に開示することにより、教員人事の透明性の確保に努める。

平成20年度は、教員選考過程公表基準に基づき、公表する。

176・任期制教員には、生涯賃金等において任期を付さない教員との間に著しい差が出ないように配慮するとともに、年俸制の積極的導入や、管理運営業務への一層の負担軽減を図る。

平成20年度は、前年度までの実施状況等を踏まえ、管理運営業務へのさらなる負担を軽減

するため、引き続き積極的に導入を図る。

177・産学官連携等の推進のため、兼業については弾力的に扱う。また、必要に応じて勤務時間等の運用緩和を図る。

平成20年度は、必要に応じて見直しつつ、兼業の弾力的な扱いを継続する。

178・公募制等の原則に基づく教員採用活動を積極的に進め、性別、国籍、出身校、宗教等を問わず開かれた採用制度の下で優れた教育研究者の選考採用を行う。

平成20年度は、基本方針等に基づいて公募情報のホームページ等への掲載を実施する。

179・教員の任期制等を適切に運用することによって、特に先端的・学際的領域や期限付きプロジェクト等にふさわしい人材の機動的採用を図る。

平成20年度は、基本方針等に基づいて先端的・学際的領域や期限付きプロジェクト等へ積極的に任期制を実施する。

○外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

180・教育研究に従事するにふさわしい能力を有する外国人の採用を積極的に行うとともに、英語で業務処理ができる人材を配置する。併せて、単身・世帯用宿舎等、生活基盤の整備を含めた教育研究支援体制の整備に努める。

平成20年度は、外国人教員の積極的な採用と英語学力のある職員の配置を進める。また、引き続き住居の情報提供等に努める。

181・女性教員数の増員について積極的に取り組むとともに、社会的・文化的につくられた性差からの解放の問題解決等に努める。ただし、女性教員人材数に限界がある学術領域においては、単純な数確保につながらないように慎重な配慮に努める。

平成20年度は、基本方針等に基づいて女性教員を積極的に採用する。

182・職員等の男女の比率を改善し、男女共同参画体制の早期実現のため、任用において、応募者の研究・教育上の能力等を公正に評価するように努める。

平成20年度は、基本方針等に基づいて女性教員を積極的に採用する。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

183・職員の採用については、国家公務員採用Ⅱ種試験と同程度の試験を課し、当該試験の合格者の中から本学職員として真に適格と認められる者を選考する。また、国際化対応等のためTOEIC試験成績等の語学力についても選考指標の1つに加える。

平成20年度は、TOEIC試験成績等を含む選考基準に基づき試験の実施と採用を行う。

184・研修制度と効果的な人事配置の連携により、短期的には中期目標達成のため、長期的には法人の人的基盤を確固たるものとするため、計画的なキャリア養成システムを構築する。

平成20年度は、基本方針に基づき、研修等の充実、人材育成のための系統立った人事配置に努める。

185・人事交流により得られる人材の育成、組織の活性化等の効果を一層高めるよう配慮しつつ、他の国立大学法人、国立高等専門学校機構、文部科学省及び地方公共団体等との間で必要に応じて人事交流を行う。

平成20年度は、引き続き人材育成、組織活性化のため必要に応じて計画的に人事交流を行う。

186・教育研究の技術的業務を直接的に担うことで教員を支援する技術職員の高度職業人として

の育成を図る。

平成20年度は、必要に応じて研修内容等の見直しを行い、技術職員研修の充実に努める。

187・教職員の厚生支援体制の整備を図るとともに、業務の高度化に対応するため、国内外機関等での研修制度の充実に努める。

平成20年度は、必要に応じ見直しを行いつつ、事務職員等の研修制度の充実に努める。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

188・教職員の業績及び能力の評価を適切に反映できる給与制度を構築するとともに、各部局等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。

平成20年度は、教職員の評価を反映した給与制度の基本方針及び「活力に富んだ競争力のある大学づくりに向けた人事給与施策」に基づき、引き続き準備の整った事項から順次実施する。また、これまでの取組について、必要に応じて人件費管理に関する基本方針を見直し、適切な人員・人件費管理に努める。

189・人件費の有効かつ適切な支出を行えるようにするため、教員の教育負担・教育活動を適切に評価し、それに応じた給与体系の構築を図る。その一環として、大学院教員に一律に支給されている大学院手当の見直しを行う。

平成20年度は、基本方針に基づき、必要に応じて見直しを行い、引き続き教育負担・教育活動の評価に応じた給与体系の整備を行う。

189-2・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

平成20年度は、人件費の削減計画に基づき引き続き、総人件費改革の基準となる人件費予算相当額を概ね1%を削減し、累計で3%相当の削減をする。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

190・組織面と法的整備・情報セキュリティを含めた総合的な検討に基づいて、個別に稼働している事務用業務システムから全学統合情報管理システムへの移行を推進する。

平成20年度は、全国共同電子認証基盤（UPKI）との連携を図りながら、全学認証システムの稼働を段階的に進める。

191・窓口業務の効率化・予算執行の迅速化・学生サービスの向上を図るため、全学統合情報管理システムに人事・予算・会計・研究情報・学務等の各システムを順次組み込むことを推進する。

平成20年度は、教務関連システムの統合を図る。

192・効率化・合理化を推進するため、特定の事務業務については、必要に応じて全学的に集約化あるいはアウトソーシングを行う。

平成20年度は、本部事務機構各部において、平成18年度に策定された業務改善案の実施に向けた検討を行い、可能なものからアウトソーシング等を実行し、事務業務の効率化・合理化を推進する。また「事務部門の再構築」検討タスク・フォースにおいて、進捗状況をフォローする。

193・会議等に係る事務の効率化・合理化を図るために、総長あるいは各部局長のリーダーシップを基本とする運営体制の確立に合わせて、会議や委員会の整理・統廃合に努める。

平成20年度は、必要に応じて見直し、会議等に係る事務の効率化・合理化を推進する。

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

194・地域の複数大学等と協議し、物品・サービス購入の一本化による効率化・合理化について推進する。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、共同購入等の実施による事務の効率化・合理化を推進する。

195・職員等の資質向上のための専門研修を他大学と共同して実施する。

平成20年度は、必要に応じて見直しを行いつつ、他大学と共同して研修を実施する。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

196・授業料納入、給与支給業務等については、銀行等への業務委託を始め、学生寄宿舍、留学生会館等の管理業務、駐車場・警備・病院サプライ等のアウトソーシングを積極的に図る。なお、アウトソーシングの導入に際しては、大学の機能強化を前提に、費用対効果の観点から総合的に考慮する。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、さらに業務の集約化・アウトソーシングを実施して、事務業務の効率化・合理化を推進する。

197・教員の負担軽減の観点から、国際交流関連事務業務等に関して、必要な専門性を有する人材の配置を図るとともに、適切なアウトソーシングに努める。

平成20年度は、必要に応じて見直しを行いつつ、国際交流関連事務業務に関して人材育成や適切な人材配置、さらにアウトソーシングを実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金、奨学寄附金、共同研究、受託研究等外部資金獲得に関する具体的方策

198・研究推進室を中心に、戦略的研究プログラムの企画・立案を行う。

平成20年度は、戦略的プログラムの企画・立案体制について、研究戦略推進室を定例開催し、中長期的な戦略について企画立案をするなど、継続的な体制整備の強化を推進する。

199・外部資金獲得増のため、教員や研究グループのプロジェクト研究申請に対する支援を行う。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、引き続きプロジェクト研究申請に対する支援を行う。

200・得られた外部資金のオーバーヘッドの一部を活用し、総長のリーダーシップに基づいて、更なる戦略的な資金獲得、大学としての重点基礎研究、若手研究者の萌芽研究等の具体的な支援に活用する。

平成20年度は、これまでの取組について、必要に応じて配分方針を見直し、戦略的・重点的に配分する。

201・民間企業との共同研究、受託研究等社会の要請する研究を、公正なルールと契約に基づいて積極的に受け入れ、産業側のニーズに的確に応えつつ外部資金確保を進める。

平成20年度は、民間企業との共同研究、受託研究等を積極的に受入れ、外部研究資金の確保を進める。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

202・本学の研究成果に基づく特許収入、技術移転機関等を通じたベンチャー企業育成等による

収入増に努める。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、ベンチャー企業育成等による収入増に努める。

203・企業研究者等社会人を対象とした専門分野の有料短期研修セミナー開催等、収益源の多様化を図る。

平成20年度は、企業研究者等を対象とした有料研修セミナー等の開催を推進する。

204・病院事業に関しては、高度医療実施機関であると同時に教育研究機関であることを十分に考慮した上で、収入と支出のバランスの確保に努める。

平成20年度は、平成20年度診療報酬点数改正に対しての対応策を策定するとともに、各診療科等から提案された平成20年度事業計画に基づきヒアリングを行い、経費削減及び増収策を調査・検討し、可能な事案から速やかに実施することにより増収目標達成を図る。

205・大学で蓄積してきた独自の技術・計測サービス機能等を集約化した「テクニカルサポートセンター（仮称）」を設け、そのサービスを社会に提供することなどによって、事業収入の増加に努める。

平成20年度は、設置したテクニカルサポートセンターを活用し、サービスを社会に提供するとともに事業収入の増加に努める。

206・入学検定料，入学金，授業料等に関しては，国立大学の役割を踏まえつつ適正な金額の設定に努める。

平成20年度は，標準額を参考に授業料等の学生納付金の額を検討し，設定する。

○寄附収入の増大に関する具体的方策

207・大学事業の公共性，公益性，母校の振興を通じた社会貢献等に期待する民間企業，卒業生等からの寄附に対する受け入れシステムと窓口を整備し，継続的に寄付を募り，大学基金の整備を図る。

平成20年度は，卒業生や企業等との連携を深め，東北大学基金の安定かつ効率的な運営に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

208・教育研究における大学の役割，社会に対する大学の使命等の視点から，既存組織の管理運営体制等について，必要に応じた再編・集約化等により，管理的経費の削減に努める。

平成20年度は，これまでの取組について，必要に応じて見直しを行いつつ，部局事務組織の再編成案の実施に向けた調整等を行い，再編する。

209・管理経費の抑制を図るため，会議を抜本的に見直し，真に必要な会議についても，合理的な開催方法の徹底に努める。

平成20年度は，会議等に係る管理的経費の抑制を図るため，会議の合理的な開催方法に努める。

210・節水，廃棄物の発生抑制，リサイクル，電力消費の抑制，省エネルギー対策等を徹底し，実施する。

平成20年度は，引き続き省エネルギー対策等の改善を行い，各部局と連携・協力して光熱水費削減を推進する。

211・学内共通の全学統合情報管理システムを整備し、学務等の窓口業務を含め学内業務に係る管理的経費の抑制を図る。

平成20年度は、学内業務の見直しを継続的に行い、さらなる管理的経費の抑制を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

212・全学的な視点に立って資産の運用管理に関連する委員会及び事務体制を再構築し、施設マネジメントの導入等に対応する体制を整備する。

平成20年度は、継続的にさらなる施設マネジメントの充実を図る。

213・部局単位のスペース配分から全学的な統一基準による戦略的かつ効果的なスペース利用への転換を図るため、施設のデータベース化及び点検評価による弾力的なスペース配分システムを構築する。また、レンタル制による共同利用スペースの確保に努め、萌芽的研究に対する支援を機動的に行う。

平成20年度は、施設のデータベースを継続的に運用し、共同利用スペースのレンタル制の拡大を図る。

214・大学の施設（会議室、講義室、駐車場等）を教育研究に支障のない範囲で広く一般市民の利用に供し、資産の効率的運用を図る。

平成20年度は、基本方針に基づいて、大学の施設を教育研究に支障のない範囲で一般市民に順次開放する。

215・大型設備等の利用・整備については、全学的な視点による利用者負担制度・全学的支援制度を含む管理運営システムの構築を図る。

平成20年度は、これまでの取組について、必要に応じて見直しを行う他、研究教育基盤技術センターにおいてマスタープランの改訂に着手するとともに、マスタープランに基づいて整備した設備について、テクニカルサポートセンターにおける活用に供する仕組みを構築する。

216・資産の有効な運用を図るため施設の維持管理について、運営費交付金及び各種の学内経費等の多様な財源等を活用して必要な経費を確保するとともに、効率的な配分システムを構築する。

平成20年度は、基本方針に基づく効率的な配分システムを活用し、適正な維持管理を実施するとともに必要に応じて見直し、充実を図る。

217・施設設備の機能保全・維持管理に関し、インフラ設備の更新・改修等の整備計画を策定し、その実現に努める。

平成20年度は、インフラ設備8項目の更新・改修等を長期保全計画に基づき計画的に推進する。耐震補強・バリアフリーに関する長期計画の策定を継続して実施する。

218・ソフトウェアや特許等の無形固定資産及び金融資産を一元管理する体制を確立する。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、資産の一元管理を実施する。

219・外部の専門家の意見を取り入れつつ、これらの資産の有効活用を図るとともに適切なリスク管理体制を整備する。なお、管理等は、適切な民間企業等に委託し、適切かつ合理的な運営に努める。

平成20年度は、適切なリスク管理を実施するためハザードマップを活用し、必要に応じて見直しを図る。また、これまでの取組について、アドバイザー・専門家の意見を取り入れなが

ら、必要に応じて付保する保険の見直しを行う。

220・図書館、総合学術博物館等の一般公開を拡大・促進するとともに、図書館等で所蔵する貴重な資料等の計画的な複製出版によって、資産の効率的運用を図る。また、公開にふさわしい広報、閲覧、セキュリティシステム等の体制及び施設の整備に努める。

平成20年度は、前年度までの取組について必要な見直しを行いつつ、図書館、博物館等の一般公開の拡大・促進を進め、資産の効率的運用、公開体制の充実や施設の整備に努める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

221・本学全体の教育研究・管理運営等の充実を努め、学内外の有識者等の意見・助言等のみでなく、公認会計士等による財務内容や管理運営に関する外部監査を受け、その結果を公開する。

平成20年度は、公認会計士等による財務内容や管理運営に関する外部監査を受け、その結果を公表（次年度）する。

222・部局ごとの自己点検・評価は、中期目標・中期計画期間内に行われる関係機関等による全学や部局の外部評価等との整合性をとって、効率的に実施する。

平成20年度は、これまでの部局評価について見直しを開始する。

223・教育研究に関する個人及び部局の評価データ・情報の基準化・データベース化を図る。

平成20年度は、大学情報データベースにおける研究者情報データの充実を図る。

224・評価結果は、インターネットで公開するとともに、継続的な改善に資するため自己点検評価の過程で活用する。

平成20年度は、各種評価結果をインターネットで公開する。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

225・全学的に統一管理を実現した個人及び部局の評価データベースについては、教員・部局ごとに整理・集計を行い、その結果は自己評価報告書として一般公開する。中期目標・中期計画等についても、データベース化し、一般公開する。

平成20年度は、各種評価結果をインターネットで公開する。

226・評価結果のフィードバック体制を充実し、教員への資金重点配分等のインセンティブ付与制度の確立を図る。

平成20年度は、これまでの取組について必要に応じて見直しを行い、インセンティブ付与制度を実施する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

227・役員会、経営協議会、教育研究評議会等の議事要録については、原則として一般公開し、大学運営の透明性を確保する。

平成20年度は、引き続き、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の議事要録をホームページ等に公開する。

228・本学の優れた教育研究活動とその成果をデータベース化して、社会が容易に認識できるようにするため、地域社会及びマスメディアの協力も得て、本学の「ブランドイメージ」と広報コンセプトを確立し、国内外で戦略的広報活動を積極的に展開する。

平成20年度は、引き続き、本学のブランドイメージを向上させるための広報コンセプトに基づく広報活動を実施する。

229・大学の教育研究活動や学内の文化的資源の、一般市民への公開を進める。

平成20年度は、引き続き広報戦略推進室を中心に必要な見直しを行いつつ、可能なものから順次一般市民への公開を推進する。

230・本学の歴史を整理するとともに、オープンキャンパスを積極的に企画・実施し、一般市民への公開を進める。

平成20年度は、これまでの取組について必要な見直しを行いつつ、オープンキャンパスを積極的に企画・実施する。

231・英語等外国語による広報メディアを充実するとともに、国外での研究フォーラムや留学フェア等を開催し、本学の教育研究活動を国際的に紹介する。

平成20年度は、引き続きこれまでの取組について必要に応じて見直しを行いつつ、英語、仏語、中国語などの多言語による外国語ホームページの作成及び国外での研究フォーラムや留学フェアを積極的に実施する。

232・受験生、保護者、高校、本学卒業生及び後援会等に対する大学情報の積極的な広報活動を推進する。

平成20年度は、前年度に引き続き、広報活動の方針に基づき大学情報の広報活動を実施する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

233・本学のキャンパス将来構想に基づき、教育研究機能の強化、将来的な発展、地域社会との連携に資するキャンパス計画に関する基本的な考え方を策定する。

平成20年度は、「青葉山新キャンパスマスタープラン（基本計画・基本設計）」に基づき、造成工事に着手する。また、既存キャンパスについては、引き続き青葉山及び星陵キャンパスマスタープランの策定に向けた検討を進める。

234・主要キャンパスを片平地区、星陵地区、青葉山・川内地区の3カ所に再編するとともに、青葉山キャンパスに隣接する新たなキャンパスを取得・整備するために、具体的なキャンパス整備計画を策定し、その実現に努める。

平成20年度は、関係機関との具体的協議を経て新キャンパスの整備工事に着手する。

235・学都仙台にふさわしい最先端の教育研究拠点として、歴史的建築物や緑地保全にも配慮した地域連携型のキャンパスづくりを進める。郊外に位置するキャンパスは、既存の自然環境に配慮した「自然共生型」として位置付け、市街地に位置するキャンパスは、都市とのかかわりに配慮した「都市公園型」を基本として整備する。

平成20年度は、キャンパス整備計画の検討を推進する。既存キャンパスについては、引き続き青葉山及び星陵キャンパスマスタープランの策定に向けた検討を進め、策定した各キャン

パスマスタープランに基づき、順次整備を進める。

236・施設整備に関する国のグランドデザインに沿って施設整備を推進するとともに、産学官連携、研究者交流、国際交流等に必要な施設の充実を図る。また、耐震補強、ユニバーサルデザインの導入など今日的課題の対応に努める。

平成20年度は、引き続き「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づいて実施する。

237・学生の教育研究活動を直接的に促す施設の整備を図るとともに、人間形成の場となる交流スペース、福利厚生施設、屋外環境施設等の充実を図る。

平成20年度は、引き続き施設整備計画に基づいて実施する。

○施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的措置

238・施設マネジメントを徹底し、民間手法も参考に施設整備と運営管理を一体的に行う。

平成20年度は、引き続き施設マネジメント基本原則に基づいて、全学的利用スペースを拡大しつつ有効利用を図る。

239・プロジェクト研究等に対応した共通利用スペースを整備し、戦略的優先度を踏まえて利用に供するとともに、保有施設の弾力的使用の拡大により教育研究スペースの有効活用を促進する。

平成20年度は、継続的に施設マネジメントを実施し、全学的利用スペースを拡大しつつ有効利用を図る。

240・競争的資金や寄附金等の外部資金の活用、PFI(Private Finance Initiative)の採用など新たな整備手法の導入に積極的に取り組むこととし、具体には三条地区の学生宿舎をPFI事業として確実に推進する。

平成20年度は、継続的に新たな整備手法の導入に向けて、寄附及び民間資金や剰余金等の整備資金調達や活用等を検討し、順次整備を推進する。

241・関係法令及び国等の施策に則り、省エネルギー・省資源対策、リサイクル・廃棄物対策等に関する実施計画を策定し実施するとともに、結果を的確に把握し学内に周知する。

平成20年度は、省エネルギー・省資源の対策を継続的に実施し、環境報告書で公表するとともに、学内に周知する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

242・関係法令等の趣旨を踏まえ、全学的な安全衛生管理体制を整えるとともに、安全衛生環境の充実を図る。

平成20年度は、実験室の作業環境測定を継続して実施、その結果を当該事業場に報告する。また、関係法令等に基づき、安全衛生管理体制の充実を図る。

243・総合的な安全衛生対策を推進するため、資格を有する安全管理責任者の適正配置、教職員等に対する安全教育の徹底、並びに各種マニュアルの作成等を行う。

平成20年度は、安全教育の内容を必要に応じて各事業場の安全衛生委員会で検討し実施する。また、安全衛生管理者及び安全衛生担当者連絡会による安全教育を継続して実施する。

244・関係法令等に則り、化学物質及び放射性物質等の適切な管理を行うとともに、廃棄物の適正な処理を図る。

平成20年度は、引き続き PCB（ポリ塩化ビフェニル）管理状況の点検を継続的に実施し、法に定められた期限内の処理に向けて推進する。また、放射性物質については、関係法令に則り適切な管理を行う。

245・情報の安全対策として、情報ネットワークセキュリティ・ポリシーを策定するとともに、セキュリティ維持の専門家等を配置して運用体制を整備する。

平成20年度は、情報セキュリティの維持を推進するとともに「情報ネットワークセキュリティ・ポリシー」の見直しを継続して行う。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

246・学生に対する傷害保険の加入，安全教育の徹底，安全意識の向上，学生の安全確保のための対応体制の強化，マニュアルの整備に努める。

平成20年度は、前年度までの実施状況を踏まえ、学生に対する傷害保険の加入勧奨，安全教育の実施，安全意識の啓蒙，学生の安全確保のための対応体制の強化，マニュアルの作成等の整備を継続的に推進する。

247・学生及び教職員等の安全確認，安全確保及び防災意識の向上のため，災害発生時における全学的な安全対策マニュアルの作成や防災訓練等を実施する。

平成20年度は、必要に応じてマニュアルの見直しを行い，周知徹底を図る。

248・必要な防犯設備の整備として，建物及び屋外環境における防犯・警備対応の体制を整備する。

平成20年度は，防犯設備の点検等の実施を継続的に推進する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

136億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延、及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- (1) 病院の施設整備及び病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。
- (2) 外国人研究員宿泊施設の土地（宮城県仙台市太白区八木山松波町19番83，宮城県仙台市太白区長町字越路19番200）12,810.30㎡を譲渡する。
- (3) 旧有朋寮跡地（宮城県仙台市太白区鹿野二丁目50番1）11,897.72㎡を譲渡する。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額（百万円）	財源
・（片平）耐震対策事業 ・（星陵他）耐震対策事業 ・（川内1）総合研究棟改修 ・（星陵）保健学科棟改修Ⅱ期 ・三条1団地学生寄宿舍施設整備等事業（PFI） ・病院 外来診療棟 ・病院 基幹・環境整備 ・営繕事業	総額 8,515	施設整備費補助金（4,285） 船舶建造費補助金（0） 長期借入金（4,090） 国立大学財務・経営センター交付金（141）
・高度先進病理病態診断システム ・高度放射線治療システム ・超高速血液検査システム ・放射線画像フルデジタル化システム ・核医学診断システム		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 人事の適正化に関する計画

- ① 法人運営に不可欠な業務分野に関する調査・分析等を引き続き行うと共に、戦略スタッフ採用に関する基本方針等に基づき、必要な業務について学外の有識者・専門家の登用を推進する。

- ② 教員が独創的な教育研究に専念できる仕組みを図るための基本方針に基づき、特定のプログラム・施策を全学的にサポートする体制を充実する。
- ③ 全学的なガイドラインに基づき、部局において教員の個人評価の基準及び実施方法を策定し、実施する。また、教員の個人評価に伴うインセンティブ付与基準に基づき、勤勉手当、昇給に反映させる。
- ④ 教員の任期制等の適切な運用により、先端的・学際的領域や期限付きプロジェクト等への任期制の積極的導入を推進し、人材の機動的採用を図る。
- ⑤ 人件費管理に関する基本方針に基づき、各部局配置職員数・人件費総枠を設定し適切な人員・人件費管理に努めるとともに、これまでの取り組みについて、必要に応じて見直しを行い、人的資源の戦略的な配置・活用策をさらに充実する。
- ⑥ 人件費の有効かつ適切な支出を図るため、教員の教育負担・教育活動の評価に応じた給与体系の基本方針及び「活力に富んだ競争力のある大学づくりに向けた人事給与施策」に基づき、順次実施する。
- ⑦ 構築した事務系職員の人事評価システムを全職員を対象に第二次試行を実施し、併せて教室系技術職員及び医療系技術職員への試行を行う。
- ⑧ 能力開発システムの基本方針に基づき、研修等の充実を図るとともに、キャリア養成システムを含めた新たな人事システムの策定を進める。

(2) 事務等の効率化・合理化に関する計画

- ① 事務部門の事務業務の調査・分析の検討結果に基づき、効率化、合理化を推進する。
- ② 効率化・合理化を推進するため、必要に応じて見直しを行い、準備等が整った事項から、事務業務等の集約化・アウトソーシングを順次実施する。
- ③ 全学統合情報管理システムの本稼働に向けた運用方法等の検討を行い、引き続き窓口業務の効率化、予算執行の迅速化、学生サービスの向上に努める。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 4,408人

(役員及び任期付職員を除く。)

また、任期付職員数の見込みを610人とする。

(任期付職員は、大学の教員等の任期に関する法律に基づくもの。)

(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 47,597百万円

3 災害復旧に関する計画

平成17年8月に発生した地震により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	50,717
施設整備費補助金	4,285
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	2,225
国立大学財務・経営センター施設費交付金	141
自己収入	36,702
授業料及入学金検定料収入	10,301
附属病院収入	24,163
財産処分収入	0
雑収入	2,239
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	15,164
長期借入金収入	4,090
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	432
計	113,756
支 出	
業務費	65,906
教育研究経費	49,369
診療経費	16,537
一般管理費	16,927
施設整備費	8,515
船舶建造費	0
補助金等	2,225
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	15,164
貸付金	0
長期借入金償還金	5,019
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	113,756

[人件費の見積り]

期間中総額 47,597百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額36,662百万円)

注) 「施設整備費補助金」のうち、平成20年度当初予算額 1,697百万円、前年度よりの繰越額 2,588百万円。

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	106,986
経常費用	106,986
業務費	82,940
教育研究経費	17,422
診療経費	5,014
受託研究費等	9,145
役員人件費	114
教員人件費	28,856
職員人件費	22,388
一般管理費	7,371
財務費用	1,355
雑損	0
減価償却費	15,320
臨時損失	0
収入の部	108,412
経常収益	108,412
運営費交付金	47,628
授業料収益	8,508
入学金収益	1,367
検定料収益	273
附属病院収益	24,163
受託研究費等収益	11,115
補助金等収益	2,159
寄附金収益	3,792
財務収益	79
雑益	2,269
資産見返運営費交付金等戻入	1,878
資産見返補助金等戻入	29
資産見返寄附金戻入	3,056
資産見返物品受贈額戻入	2,094
臨時利益	0
純利益	1,426
目的積立金取崩益	95
総利益	1,522

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	132,783
業務活動による支出	92,380
投資活動による支出	16,357
財務活動による支出	5,019
翌年度への繰越金	19,028
資金収入	132,783
業務活動による収入	104,730
運営費交付金による収入	50,717
授業料及入学金検定料による収入	10,301
附属病院収入	24,163
受託研究等収入	11,077
補助金等収入	2,225
寄附金収入	4,087
その他の収入	2,160
投資活動による収入	4,504
施設費による収入	4,426
その他の収入	79
財務活動による収入	4,090
前年度よりの繰越金	19,460

注) 前年度よりの繰越金には、奨学寄附金に係る繰越額(9,359百万円)が含まれている。

(別表) 学部の学科, 研究科の専攻等

文学部	人文社会学科	840人	
教育学部	教育科学科	280人	
法学部	法学科	640人	
経済学部	経済学科	540人	
	経営学科	540人	
理学部	数学科	180人	
	物理学科	312人	
	宇宙地球物理学科	164人	
	化学科	280人	
	地圏環境科学科	120人	
	地球惑星物質科学科	20人	
	地球物質科学科	60人	
	生物学科	160人	
医学部	医学科	600人	(うち医師養成に係る分野600人)
	保健学科	608人	
歯学部	歯学科	330人	(うち歯科医師養成に係る分野330人)
薬学部	創薬科学科	180人	
	薬学科	60人	
	総合薬学科	80人	
工学部	機械知能・航空工学科	936人	
	情報知能システム総合学科	486人	
	電気情報・物理工学科	486人	
	化学・バイオ工学科	452人	
	材料科学総合学科	452人	
	建築・社会環境工学科	428人	
農学部	生物生産科学科	360人	
	応用生物化学科	240人	
文学研究科	文化科学専攻	112人	
			(うち前期課程 64人 後期課程 48人)
	言語科学専攻	49人	
			(うち前期課程 28人 後期課程 21人)
	歴史科学専攻	75人	
			(うち前期課程 42人 後期課程 33人)
	人間科学専攻	77人	
			(うち前期課程 44人 後期課程 33人)
教育学研究科	総合教育科学専攻	132人	
			(うち前期課程 76人 後期課程 56人)
	教育設計評価専攻	9人	
			(うち前期課程 7人 後期課程 2人)
法学研究科	法政理論研究専攻	100人	
			(うち前期課程 40人 後期課程 60人)
	総合法制専攻 (法科大学院)	300人	
			(うち法科大学院課程 300人)
	公共法政策専攻 (専門職大学院)	60人	
			(うち専門職学位課程 60人)
経済学研究科	経済経営学専攻	160人	
			(うち前期課程 100人 後期課程 60人)
	会計専門職専攻 (専門職大学院)	80人	
			(うち専門職学位課程 80人)
理学研究科	数学専攻	130人	
			(うち前期課程 76人 後期課程 54人)
	物理学専攻	320人	
			(うち前期課程 182人 後期課程 138人)
	天文学専攻	30人	
			(うち前期課程 18人 後期課程 12人)

医学系研究科	地球物理学専攻	9 1人	うち前期課程 後期課程	5 2人 3 9人
	化学専攻	2 3 1人	うち前期課程 後期課程	1 3 2人 9 9人
	地学専攻	1 1 2人	うち前期課程 後期課程	6 4人 4 8人
	医科学専攻	6 0 2人	うち修士課程 博士課程	4 0人 5 6 2人
	障害科学専攻	9 1人	うち前期課程 後期課程	5 6人 3 5人
歯学研究科	保健学専攻	2 4人	うち修士課程	2 4人
	歯科学専攻	2 0 0人	うち修士課程 博士課程	1 2人 1 8 8人
薬学研究科	創薬化学専攻	7 4人	うち前期課程 後期課程	4 4人 3 0人
	医療薬科学専攻	6 5人	うち前期課程 後期課程	3 8人 2 7人
	生命薬学専攻	5 3人	うち前期課程 後期課程	3 2人 2 1人
工学研究科	機械システムデザイン工学専攻	1 2 1人	うち前期課程 後期課程	7 6人 4 5人
	ナノメカニクス専攻	1 1 9人	うち前期課程 後期課程	9 0人 2 9人
	航空宇宙工学専攻	1 3 7人	うち前期課程 後期課程	9 7人 4 0人
	量子エネルギー工学専攻	1 1 3人	うち前期課程 後期課程	7 2人 4 1人
	電気・通信工学専攻	1 8 8人	うち前期課程 後期課程	1 2 8人 6 0人
	電子工学専攻	1 5 3人	うち前期課程 後期課程	1 0 0人 5 3人
	応用物理学専攻	9 8人	うち前期課程 後期課程	6 3人 3 5人
	応用化学専攻	7 3人	うち前期課程 後期課程	4 9人 2 4人
	化学工学専攻	9 3人	うち前期課程 後期課程	6 6人 2 7人
	バイオ工学専攻	5 5人	うち前期課程 後期課程	3 6人 1 9人
	金属フロンティア工学専攻	7 4人	うち前期課程 後期課程	4 7人 2 7人
	知能デバイス材料学専攻	1 0 7人	うち前期課程 後期課程	7 3人 3 4人
	材料システム工学専攻	8 5人	うち前期課程 後期課程	5 7人 2 8人
	土木工学専攻	1 2 3人	うち前期課程	8 3人

農学研究科	都市・建築学専攻	116人	〔 後期課程 うち前期課程 84人 後期課程 32人 〕	40人	
	技術社会システム専攻	81人	〔 うち前期課程 42人 後期課程 39人 〕		
	バイオロボティクス専攻	106人	〔 うち前期課程 71人 後期課程 35人 〕		
	資源生物科学専攻	121人	〔 うち前期課程 70人 後期課程 51人 〕		
	応用生命科学専攻	116人	〔 うち前期課程 68人 後期課程 48人 〕		
	生物産業創成科学専攻	95人	〔 うち前期課程 56人 後期課程 39人 〕		
	国際文化研究科	国際地域文化論専攻	63人	〔 うち前期課程 30人 後期課程 33人 〕	
		国際文化交流論専攻	88人	〔 うち前期課程 40人 後期課程 48人 〕	
		国際文化言語論専攻	59人	〔 うち前期課程 26人 後期課程 33人 〕	
	情報科学研究科	情報基礎科学専攻	107人	〔 うち前期課程 62人 後期課程 45人 〕	
システム情報科学専攻		102人	〔 うち前期課程 60人 後期課程 42人 〕		
人間社会情報科学専攻		102人	〔 うち前期課程 60人 後期課程 42人 〕		
応用情報科学専攻		100人	〔 うち前期課程 58人 後期課程 42人 〕		
生命科学研究科	分子生命科学専攻	97人	〔 うち前期課程 58人 後期課程 39人 〕		
	生命機能科学専攻	127人	〔 うち前期課程 76人 後期課程 51人 〕		
	生態システム生命科学専攻	129人	〔 うち前期課程 78人 後期課程 51人 〕		
環境科学研究科	環境科学専攻	226人	〔 うち前期課程 130人 後期課程 96人 〕		
医工学研究科	医工学専攻	41人	〔 うち前期課程 31人 後期課程 10人 〕		
教育情報学教育部	教育情報学専攻	39人	〔 うち前期課程 24人 後期課程 15人 〕		
歯学部附属歯科技工士学校	40人				